

～海外で診療を受けられた方へ～

海外で自費受診された場合は別紙様式を提出いただくことによって医療費等の給付申請をすることができます。

【申請に必要なもの】

①FormA（診療内容明細書）

※日本語以外の言語で書かれたものは、日本語に翻訳した書類も必要です。
（翻訳者の住所・氏名を記載したもの）

②FormB（領収明細書）

※日本語以外の言語で書かれたものは、日本語に翻訳した書類も必要です。
（翻訳者の住所・氏名を記載したもの）

③調査に関わる同意書

④領収書（原本）

⑤パスポート

※出入(帰)国審査の自動化ゲートを利用し、パスポートに出入(帰)国証印（スタンプ）が無い場合は、法務大臣が交付する出入(帰)国記録の写しをパスポートと一緒に提出してください。

⑥マイナ保険証または資格確認書など

⑦振込口座がわかるもの

⑧世帯主及び受診者のマイナンバーがわかるもの

⑨その医療行為に関する書類があれば、全てお持ちください。

○給付申請について

- ・治療目的で渡航された場合は対象になりません。
- ・急病等でやむを得ず海外で治療を行った場合に限ります。
- ・申請できる期間は医療費を支払った日から起算して2年間です。
- ・申請後は国民健康保険連合会で内容が審査され、その診療行為を日本国内で実施した場合に置き換えて医療点数を計算します。その算出医療費か実際の受診医療費（受診時の為替レートで計算）のいずれか低いほうの医療費が対象となります。このうちの保険者負担分が給付されることになります。
- ・保険料に未納がある場合は、給付金を充当していただくことがあります。

○別紙様式について

- ・FormA（診療内容明細書）及びFormB（領収明細書）の2枚を医師に書いてもらってください。
- ・診療内容（病名や薬剤、治療方法など）がわかるように書いてもらってください。例えば、ただ単に「注射」というだけでなく、何のための注射なのかがわかるようにしてください。
- ・金額の単位が「\$」となっていますが、ドルでない場合は単位を直してください。（ドルに変換する必要はありません）
- ・日本語以外の言語で記入された場合は提出の際に和訳を添付してください。別紙に任意で書いていただいても構いません。

【問い合わせ先】 高山市 国保年金課 給付・保健係（電話）0577-35-3003